

京都市訓令甲第6号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成17年5月11日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表第2 その他の公印の項中「会計室の課」を「会計室」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)